

第 5732 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月14日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 役員報酬の差押

**Q**：税金を滞納しても給与の差押はできないと聞いていますが、役員報酬はどうなのですか？

**A**：役員報酬も差押することはできません。

### 【解説】

給与の差押は、国税徴収法76条1項に給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（「給料等」）については、一定の金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができないとしています。

この規定は、給与等がその受給者とその家族が生計を維持するための唯一ないし最も重要な収入であり、その金額が差し押さえられた場合には、直ちにその受給者とその家族の生計の維持が困難になることを考慮し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという社会政策的な観点から、一定の範囲で差押を禁止したものと解されています。

ところで、この給与等に役員報酬が入るかどうかですが、国税徴収法76条1項に規定されていませんが、その趣旨解釈から役員報酬も給料等に該当するものと判断されています。

したがって、役員報酬であっても差押をすることはできません。

なお、民事執行法152条にも給料の差押禁止規定がありますが、こちらには役員報酬は含まれませんので注意してください。

